

サービス利用までの流れ

① サービス利用の申し込み

サービスの利用を希望する方は市に障害児通所支援の申請を行います。



② 契 約

指定障害児相談支援事業所と契約し、「障害児支援利用計画案」を作成してもらいます。



③ 認定調査

市の調査員がご本人の身体状況や生活状況について調査を行います。
(申請の際に聞き取りを行うこともあります。)



④ サービス等利用計画案の提出

作成した計画案を市へ提出します。(相談支援専門員が代行することもできます。)



⑤ サービス利用の支給決定

市から支給決定のお知らせ(通知)と受給者証が交付されます。



⑥ サービス担当者会議の開催

相談支援専門員が本人、家族、関係者を交えて会議を開催します。
サービス提供事業所は会議を踏まえて個別支援計画を作成します。



⑦ サービスの開始

サービスの開始となります



⑧ モニタリング

相談支援専門員がサービスの利用、計画について定期的に見直しを行います。



計画の内容は市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際にサービスを利用するときの支援者全員の「共通目標」となります。

○ サービス等利用計画の作成には利用者負担はありません。

